

地域研修制度

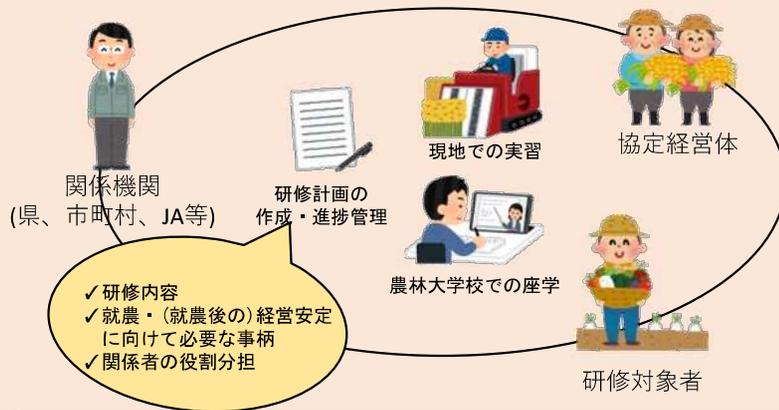
1 目的

県立農林大学校における座学と、新規自営就農者の育成に理解のある農業経営体での現地実習を組み合わせた体系で研修し、関係機関による一体的な就農支援を行うことで認定新規就農者の確保を図る制度。

2 事業実施主体

市町村、地域担い手育成総合支援協議会、地域農業再生協議会

地域研修の実施



< 研修対象者の主な要件 >

- ✓ 就農地域や経営作目、就農予定時期が明確であること
- ✓ 研修終了後1年以内に農業経営を開始し、農業経営開始後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者となることが確実であると見込まれること
- ✓ 研修期間中に農林大学校短期養成コースの学生となること(農大農業科卒業生はこの限りでない)

担い手育成協定の締結

研修対象者の研修を受け入れる又は受け入れに理解のある農業経営体と市町村等関係機関、県で協定を締結



< 農業経営体の主な要件 >

- ✓ 自営就農志向者に対する研修を行う体制を整備していること
- ✓ 原則として過去に農業研修生の受入実績があること
- ✓ 概ね1,200時間/年以上の研修が実施できること

地域研修実施の手続き



地域研修実施にあたって活用可能な補助事業

